

サービス管理責任者の要件

次の①②のいずれも満たす者。

(※5年毎にサービス管理責任者等更新研修を受講する必要があります。)

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～8年以上。(実務経験一覧表を参照)
- ② 相談支援従事者初任者研修(講義部分)受講※及びサービス管理責任者等研修修了。
 ※ 障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修(講義部分)のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了したものとみなす。

●サービス管理責任者の要件となる実務経験一覧表

以下の①～③のいずれかを満たしていること

- ① 第1号及び第2号の期間が通算して5年以上であること。
- ② 第3号の期間が通算して8年以上であること。
- ③ 第1号から第3号までの期間が通算して3年以上かつ第4号の期間が通算して3年以上であること。

<p>第1号 AからFに掲げる者が相談支援業務に従事した期間 (相談支援業務とは、身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。)</p>	<p>第2号と通算して5年以上</p>
<p>A 地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者</p>	
<p>B 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>	
<p>C 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>	
<p>D 障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>	
<p>E 特別支援学校のその他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p>	
<p>第2号 次のAからEに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、直接支援業務に従事した期間 (直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。)</p>	

A 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	第1号と通算して5年以上	
B 障がい福祉サービス事業、障がい児通所事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者		
C 病院もしくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者		
D 特例子会社（障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社）、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者		
E 特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者		
第3号 第2号のAからEに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上	
第4号 第1号から第3号までの期間が通算して3年以上あり かつ 次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	通算3年以上	

注1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとします。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言います。

注2 本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行うものとして厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）」における実務経験を見やすくした参考資料です。

注3 やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した場合、事由発生後1年間は、実務経験の要件を満たしていれば、研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができます。

注4 いわゆる無許可作業所における指導員等の直接支援職員としての職歴については、

- ① 公的補助金又は委託により運営されていること
- ② 業務内容や勤務状況の記録が適正に整備・保管されていること
- ③ 所属長等による実務経験の証明が可能であること

の全てを満たすことができる場合に限り、実務経験に含めることができる。